

道路占用・掘さく許可申請書

新更変
規新更
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

甲府市長

住所 〒 〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇丁目〇-〇〇

氏名
担当者
電話

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇-〇〇〇〇

印

道路法第32条の規定により許可を申請します。
第35条 協議

占用の目的	〇〇〇〇〇〇工事のため		
占用の場所	路線名	〇〇〇〇〇線	車道・歩道・その他
	場所	甲府市〇〇〇〇丁目〇-〇	
占用物件	名称	規模	数量
	作業スペース (トラッククレーン)	〇〇m(W) × 〇〇m(L) (道路上にはみ出る部分を 記入)	A=〇〇〇m ²
占用の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇日間 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	占用物件 の構造	
工事の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇日間 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	工事実施 の方法	掘削工事 有・無 交通規制 有・無(歩道幅員減少)
道路の 復旧方法	原状復旧	添付書類	案内図・平面図・(作業図)・写真 各2部提出してください
備考			
施工会社 担当 電話			

- 「許可申請」「32条 協議」及び「許可を申請」「35条 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新更変
規新更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の
番号及び年月日を備考欄に記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表
者の氏名を記載とともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載するこ
と。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きす
ること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した
場合に、その書類名を記載すること。

第1号様式(第3条関係)

甲府警察署長様

甲府市長 樋口雄一 印

道路占用・掘さく許可協議書

道路占用許可申請について許可したいので道路法32条第5項の規定により協議する。

占用の目的	〇〇〇〇〇〇工事のため		
占用の場所	路線名	〇〇〇〇〇線	車道・歩道・その他
	場 所	甲府市〇〇〇〇丁目〇-〇	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	作業スペース (トラッククレーン)	〇〇m(W) × 〇〇m(L)	A=〇〇〇m ²
占用の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間	占用物件 の構造	
工事の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間	工事実施 の方法	掘削工事 有・無 交通規制 有・無(歩道幅員減少)
道路の 復旧方法	原状復旧	添付書類	案内図・平面図・(作業図)・写真 各2部提出してください

占用者 住 所 〇〇市〇〇〇丁目〇-〇〇 施工会社
氏 名 〇〇〇〇〇 担 当
担当者 〇〇〇〇〇 電 話
電 話 〇〇〇-〇〇〇〇

..... キ リ ト リ 線

(あて先) 甲 府 市 長 殿

甲府警察署長 印

道路占用の協議について(回答)

令和 年 月 日 まち用発第 号(申請者)をも

協議のあった道路占用許可について次のとおり回答する。

記

道路占用・掘さく許可回答書

新規更新変更令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 年 月 日

住所 〒 〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇丁目〇-〇〇

氏名 〇〇〇〇〇
担当者 〇〇〇〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇〇 (印)

占用の目的	〇〇〇〇〇〇工事のため		
占用の場所	路線名	〇〇〇〇〇線	車道・歩道・その他
	場所	甲府市〇〇〇〇丁目〇-〇	
占用物件	名称	規模	数量
	作業スペース (トラッククレーン)	〇〇m(W) × 〇〇m(L)	A=〇〇〇m ²
占用の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間	占用物件 の構造	
工事の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間	工事実施 の方法	掘削工事 有・無 交通規制 有・無(歩道幅員減少)
道路の 復旧方法	原状復旧 立会い 有・無	添付書類	案内図・平面図・(作業図)・写真 各2部提出してください

甲府市指令 まち用第 号

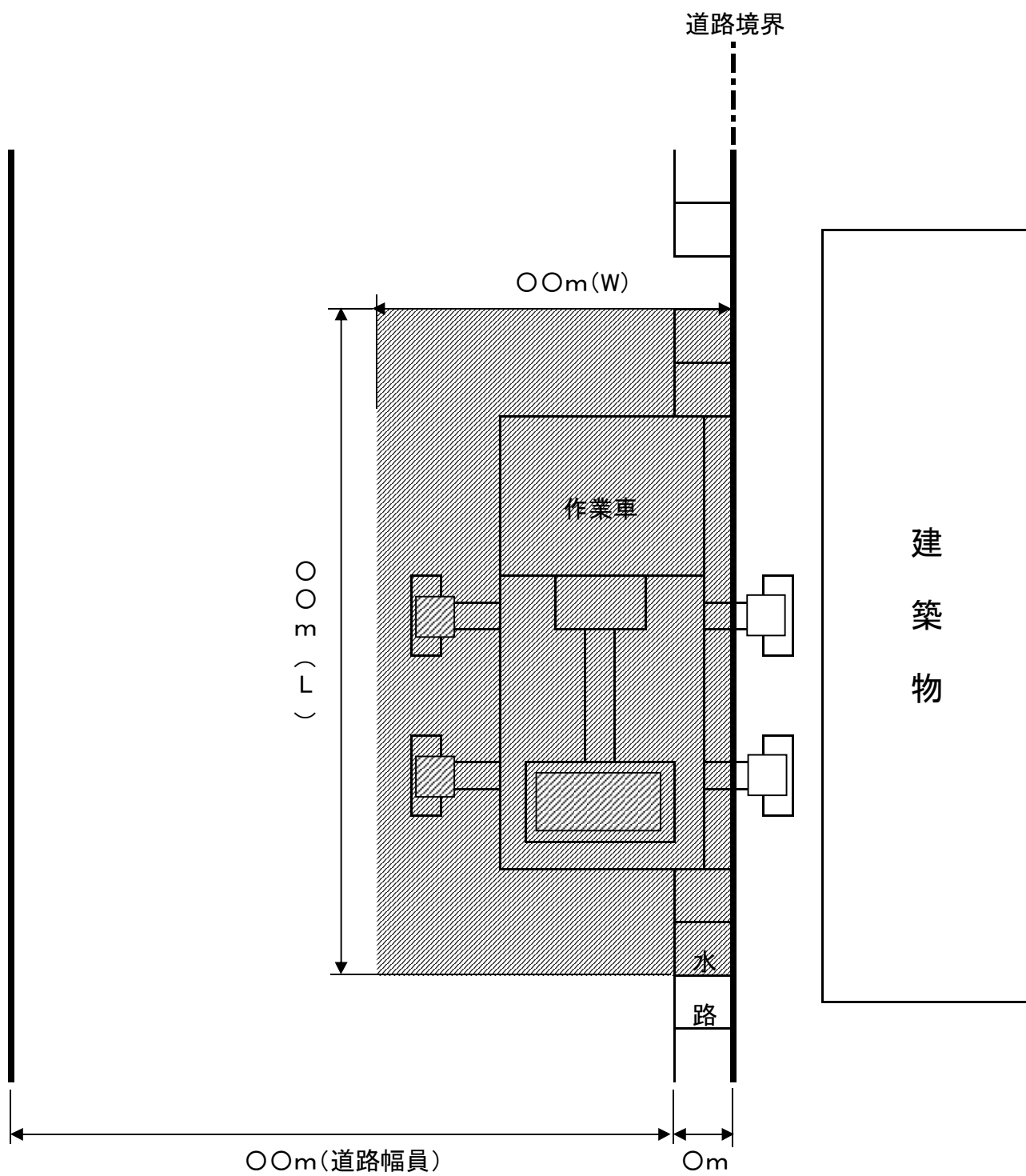
許可回答 年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日付けで申請・協議のあった道路占用については、裏面に記す条件を
付して上記のとおり 許可回答 する。

甲府市長 樋口 雄一 (印)

許可条件及び遵守事項

- 1 占用料金は、許可書が交付された際納入通知書により必ず納入すること。
- 2 占用及び掘さく面積を遵守して当該箇所付近を清掃し、交通上の支障とならぬよう注意すること。
特に占用の場合にあたっては、幅を厳守すること。
- 3 工作物を設置した場合及びその他の物件は、占用期間満了後直ちに撤去し、路面はき損しないこと。
- 4 露天業者は、営業中はもちろん営業終了後は必ず路面を清掃すること。また、店舗は速やかに片付け、営業位置への放置は絶対に行わないこと。
- 5 空間占用で道路を横断する場合は、地上4.5m以上とすること。ただし、天幕日除けの類は、地上2.5m以上とすること。また、天幕日除けこれに類する施設の張出は、日除けの必要のあるときのみとすること。
- 6 継続して占用及び掘さくを望む場合は、期間満了の1月前に改めて申請すること。
- 7 占用許可を受けた場合は、必ず下記の表示を見易い場所に掲げること。
縦30cm、幅20cmの木札または鉄製
 - (1) 占用者の住所・氏名
 - (2) 占用目的
 - (3) 占用場所
 - (4) 占用期間
 - (5) 占用面積(長さ、幅、面積)
- 8 道路の掘さく及び復旧の工事方法は、本市と「市道掘削工事及び路面復旧工事に関する協定書」を締結している法人等(東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社・東京ガス山梨(株)・東日本電信電話(株)山梨支店・(株)日本ネットワークサービス・甲府市上下水道事業管理者)にあつては、協定書のとおりとすること。ただし、同協定書第13条第1項の規定により、本市が復旧工事を行った場合の原因者負担金は、同協定書第9条第5項の規定により仮復旧1月以上経過後の掘削による影響面積が確定した時点で、本市が送付する納入通知書により必ず納入すること。
- 9 個人による道路の掘さく及び復旧の工事方法は、別紙「市道掘さく工事仕様書」のとおりとすること。
- 10 道路管理者において工事の必要が生じた場合は、許可条件を取り消し、原状回復を命ずることがある。
- 11 占用条件に違反したときは、占用許可を取り消すことがある。
- 12 その他特殊な占用施設及び工事に関する許可は、その都度別に条件を付す。



が作業スペースの占用部分になります。(占用は作業範囲を申請)